

省 令

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二年三月二十日

農林水産大臣 山本 富雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中「、パレンシア種及
びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、
レモン並びにグレープフルーツ」を「及びパレン
シア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ
並びにスイータイ」に、「トムソンシードレス種、
フレイムシードレス種及びリベール種」を「アル
メリア種、エンペラー種、トムソンシードレス種、
ブラックシードレス種、フレイムシードレス種、
リベール種、ルビーシードレス種、レッドグロー
ブ種及びレッドシードレス種」に改める。

附 則

この省令は、平成二年三月二十三日から施行す
る。